

(別紙)

放送目録

- 1 被告株式会社毎日放送が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送

周波数：映像 171. 25MHz、音声 175. 75MHz

- 2 被告朝日放送株式会社が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送

周波数：映像 183. 25MHz、音声 187. 75MHz

- 3 被告関西テレビ放送株式会社が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送

周波数：映像 193. 25MHz、音声 197. 75MHz

- 4 被告讀賣テレビ放送株式会社が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送

周波数：映像 205. 25MHz、音声 209. 75MHz

- 5 被告テレビ大阪株式会社が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送

周波数：映像 507. 25MHz、音声 511. 75MHz

以 上

(別紙)

物件目録 1

「『選撮見録』(よりどりみどり)との名称の集合住宅向けハードディスクビデオレコーダーシステム」であって、下記の構造・機能を有するもの

記

(1) 構成 次の①・②により 1 組が構成される。

①集合住宅の管理人室等共用部分に設置される、テレビ放送受信用チューナーおよびテレビ放送番組録画用ハードディスクを備えたサーバー 1 個

②当該集合住宅内の複数戸の各居室における利用者用のビューウィー(操作用コントローラー付) 各 1 個

(2) サーバー 1 個当たりのビューウィー数 50 個以下。

(3) 各利用者のビューウィーからの録画予約の方法 ①・②の方法による(重複可)。

① 録画すべき放送番組を個別に予約する「個別予約」

② 1 週間分 5 局分の放送番組すべてを録画するように予約する「全局予約」

(4) サーバーにおける録画の個数など

複数のビューウィーから、同一の放送番組について複数の録画予約がされている場合、1 つの放送番組は、1 サーバーにおいては 1 つしか録画されず、当該録画は 1 週間で自動消去される。

(5) 再生の方法など

各ビューウィーからサーバーへの指示によって自動的に再生される。あるビューウィーから録画予約(全局予約を含む)をしなかった放送番組は、かりに他のビューウィーからの予約指示によりその放送番組が録画されていても、当該ビューウィーからサーバーへ再生を指示し視聴をすることができない。

以上

(別紙)

物件目録 2

「『選撮見録』(よりどりみどり)との名称の集合住宅向けハードディスクビデオレコーダーシステム」であって、下記の構造・機能を有するもの

記

(1) 構成 次の①・②により 1 組が構成される。

①集合住宅の管理人室等共用部分に設置される、テレビ放送受信用チューナーおよびテレビ放送番組録画用ハードディスクを備えたサーバー 1 個

②当該集合住宅内の複数戸の各居室における利用者用のビューウィー(操作用コントローラー付) 各 1 個

(2) 各利用者のビューウィーからの録画予約の方法

録画すべき放送番組を個別に予約する「個別予約」のみ

(3) サーバーにおける録画の個数など

複数のビューウィーから、同一の放送番組について複数の録画予約がされている場合、1つの放送番組は、1 サーバーにおいては 1 つしか録画されず、当該録画は 1 週間で自動消去される。

(4) 再生の方法など

各ビューウィーからサーバーへの指示によって自動的に再生される。あるビューウィーから録画予約(全局予約を含む)をしなかった放送番組は、かりに他のビューウィーからの予約指示によりその放送番組が録画されていても、当該ビューウィーからサーバーへ再生を指示し視聴をすることができない。

以上

(別紙)

物件目録 3

「『選撮見録』(よりどりみどり)との名称の集合住宅向けハードディスクビデオレコーダーシステム」であって、下記の構造・機能を有するもの

記

(1) 構成 次の①・②により 1組が構成される。

①集合住宅の管理人室等共用部分に設置される、テレビ放送受信用チューナーおよびテレビ放送番組録画用ハードディスクを備えたサーバー 1個

②当該集合住宅内の複数戸の各居室における利用者用のビューウィー(操作用コントローラー付) 各 1 個

(2) サーバー1個当たりのビューウィー数 10 個以下。

(3) 各利用者のビューウィーからの録画予約の方法 ①・②の方法による(重複可)。

① 録画すべき放送番組を個別に予約する「個別予約」

② 1週間分 5 局分の放送番組すべてを録画するように予約する「全局予約」

(4) サーバーにおける録画の個数など

複数のビューウィーから、同一の放送番組について複数の録画予約がされていても、1つの放送番組は、1サーバーにおいては1つしか録画されず、当該録画は1週間で自動消去される。

(5) 再生の方法など

各ビューウィーからサーバーへの指示によって自動的に再生される。あるビューウィーから録画予約(全局予約を含む)をしなかった放送番組は、かりに他のビューウィーからの予約指示によりその放送番組が録画されていても、当該ビューウィーからサーバーへ再生を指示し視聴をすることができない。

以上

(別紙)

物件目録4

「『選撮見録』(よりどりみどり)との名称の集合住宅向けハードディスクビデオレコーダーシステム」であって、下記の構造・機能を有するもの

記

(1) 構成 次の①・②により1組が構成される。

①集合住宅の管理人室等共用部分に設置される、テレビ放送受信用チューナーおよびテレビ放送番組録画用ハードディスクを備えたサーバー1個

②当該集合住宅内の複数戸の各居室における利用者用のビューワー(操作用コントローラー付)各1個

(2) サーバー1個当たりのビューワー数 10個以下

(3) 各利用者のビューワーからの録画予約の方法

録画すべき放送番組を個別に予約する「個別予約」のみ

(4) サーバーにおける録画の個数など

複数のビューワーから、同一の放送番組について複数の録画予約がされている場合、1つの放送番組は、1サーバーにおいては1つしか録画されず、当該録画は1週間で自動消去される。

(5) 再生の方法など

各ビューワーからサーバーへの指示によって自動的に再生される。あるビューワーから録画予約(全局予約を含む)をしなかった放送番組は、かりに他のビューワーからの予約指示によりその放送番組が録画されていても、当該ビューワーからサーバーへ再生を指示し視聴をすることができない。

以上